

ピムコ・バーミューダ・トラスト
ピムコ・リアル・リターン・ファンドPIMCO BERMUDA TRUST <PIMCO Real Return Fund>
バーミューダ籍オープン・エンド型契約型公募外国投資信託(米ドル建)

- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされておりますのでご注意ください。

- この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この交付目論見書により行うピムコ・バーミューダ・トラスト(以下「トラスト」といいます。)ーピムコ・リアル・リターン・ファンド(以下「ファンド」といいます。)の受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2023年10月31日に関東財務局長に提出しており、2023年11月1日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2024年2月29日に関東財務局長に提出しております。
- ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けませんが、これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様には帰属いたします。

重要事項

- ファンドは、主に外貨建の公社債を投資対象としています。ファンドの1口当たり純資産価格は、組入れられた公社債等の値動き、為替相場の変動、金利や通貨価値の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組入れられた公社債の発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により値動きするため、ファンドの1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、ファンド証券は、1口当たり純資産価格が外貨建で算出されるため、円貨でお受取りの際には為替相場の影響も受けます。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、ファンドの1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様には帰属いたします。投資信託は預貯金と異なります。
- ファンドの1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に「金利リスク」「信用リスク」「ハイ・イールド債リスク」「市場リスク」「新興市場リスク」「発行体リスク」「流動性リスク」「デリバティブ・リスク」「モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券のリスク」「為替リスク」「レバレッジ・リスク」「マネジメント・リスク」「空売りのリスク」「市場混乱リスク」などがあります。

■管理会社・投資顧問会社は

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

PIMCO

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

SMBC日興証券

補完書面掲載版

ファンドの関係法人

<p>管理会社 投資顧問会社</p>	<p>パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー (Pacific Investment Management Company LLC) (「PIMCO」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドに関する投資運用業務、ファンド資産の運用管理、ファンド証券の発行・買戻しを行います。 ・ アメリカ合衆国カリフォルニア州の法律に基づき1971年3月8日に設立され、その後2000年5月にアメリカ合衆国デラウェア州の法律に基づく有限責任会社として改組されました。 ・ 資本の額は、2023年12月末日現在1,330,699,974.54米ドル(約1,887億円、1米ドル=141.83円で換算)です。 ・ 2023年12月末日現在、管理会社は338本のミューチュアル・ファンドおよびファンドのポートフォリオの管理および運用を行っており、合計純資産価額は、約7,521億米ドルです。
<p>受託会社</p>	<p>メイプルズ・トラスティ・サービシズ(バミューダ)リミテッド (Maples Trustee Services (Bermuda)Limited)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドの受託業務を行います。
<p>管理事務代行会社 保管受託銀行</p>	<p>ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドの会計事務、管理事務、登録事務および名義書換事務代行業務ならびにファンドの資産の保管業務を行います。
<p>名義書換事務受託会社</p>	<p>ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドの受益証券の発行事務、分配金支払事務を行います。
<p>代行協会員</p>	<p>SMBC日興証券株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドの代行協会員としての業務を行います。
<p>日本における販売会社</p>	<p>SMBC日興証券株式会社 野村證券株式会社 株式会社SBI証券 あかつき証券株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本におけるファンドの受益証券の販売・買戻しの取扱いに関する業務を行います。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドの投資目的は、主に米国インフレ連動国債に投資を行いつつ、実質的な投資元本を保全し、慎重な投資運用を維持しながら、最大限のリアル・リターンを追求することです。

ファンドの特色

ファンドの特徴

米国インフレ連動国債を主な投資対象とするファンド

- 主に米国政府、その他各国政府、政府機関、政府系企業及びその他の企業が発行するインフレ連動債に投資します。
- ブルームバーグ・グローバル物価連動債：米国TIPSインデックス(シリーズL)をベンチマークとします。
- 信用力の高い米国インフレ連動国債に投資することで、慎重な運用を維持しつつ、最大限のリターンを目指します。
- B格以上のハイ・イールド債にファンド純資産の10%まで投資可能です。米ドル以外の通貨建ての債券にファンド純資産の20%まで投資可能です。

インフレ連動債のメリットを享受

- 米国インフレ連動国債は、米国の物価上昇率(インフレ率)に連動して元本・利金に変化する債券です。
- 通常の債券ファンドと比較して、インフレ時の金利上昇に抵抗力があります。

運用は債券運用において専門性を有するPIMCOが行います。

- PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)は、グローバルに展開する世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社です。
- 米国においても、PIMCOは、多様な投資戦略に基づいて、インフレ・リスクを抑制しながら良好な運用実績を残しています。

※PIMCOは1997年よりインフレ連動国債の運用を開始し、年金・個人投資家を中心に、運用資産を積み上げています。
(2023年12月末日現在 米国籍のピムコ・リアル・リターン・ファンドの運用資産額は約83.30億米ドル(約1兆1,744億円、2023年12月末日現在のWMロイターレート1米ドル=140.980円で換算))

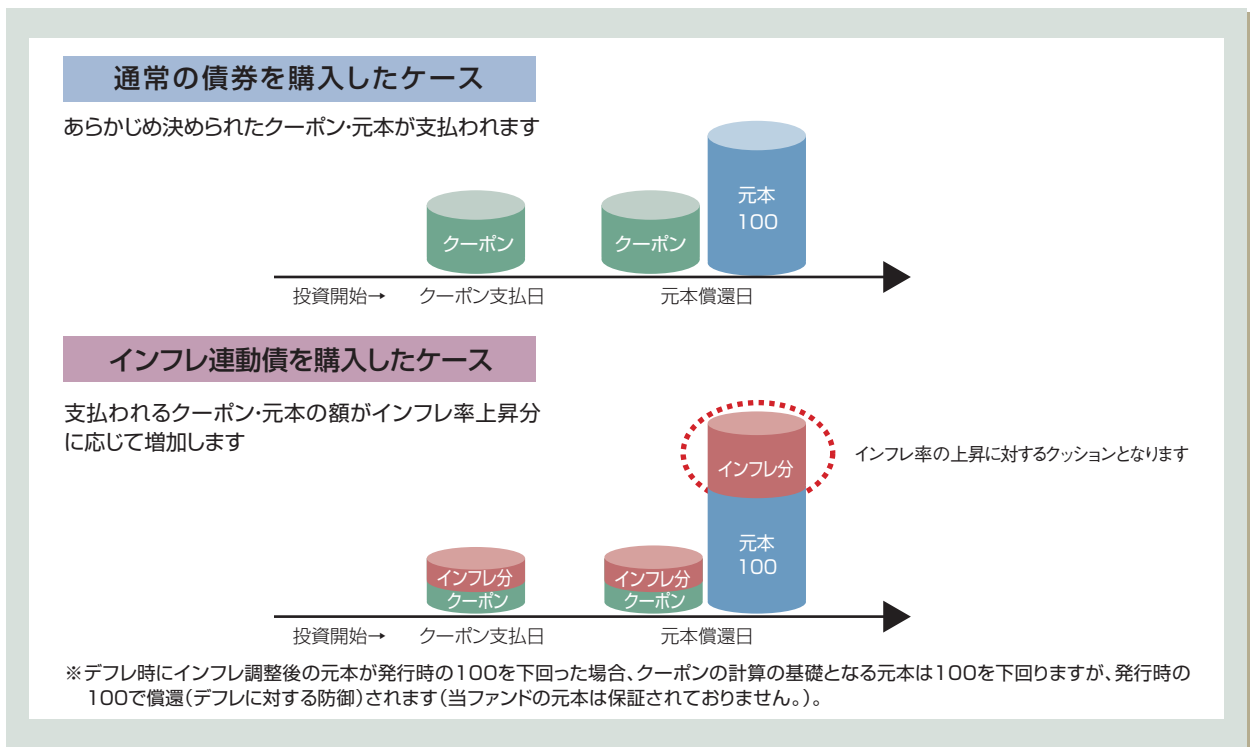
ファンドの目的・特色

主な投資対象

ファンドの主な投資対象である米国インフレ連動国債について

米国インフレ連動国債とは

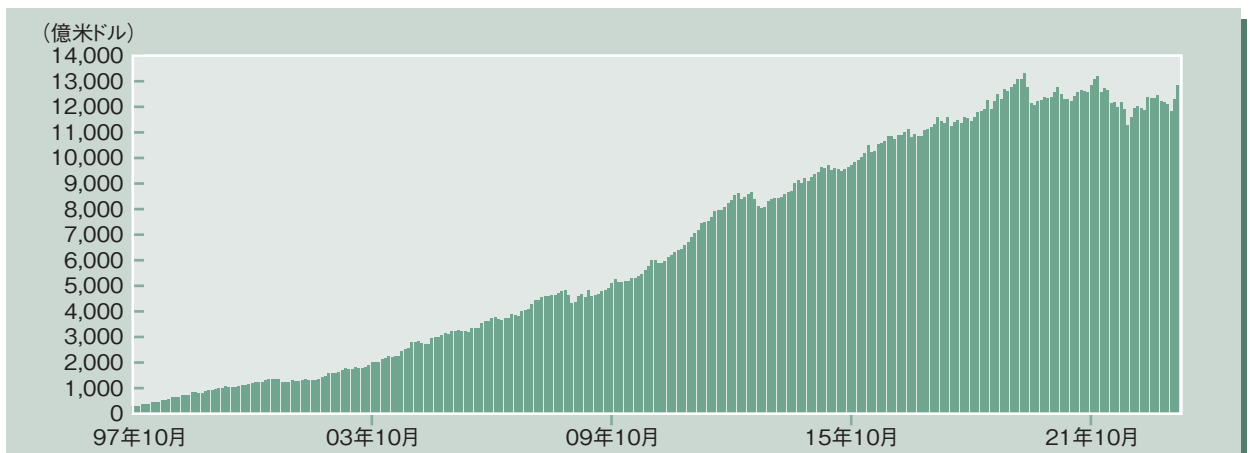
- 米国財務省が発行する米国債
- 元本・利金が、インフレ率に応じて調整される仕組み



米国インフレ連動国債の市場規模

■約1兆2,841億米ドル(約181兆円*) (2023年12月末日現在)

*2023年12月末日の為替(WMロイターレート1米ドル=140.980円)で換算

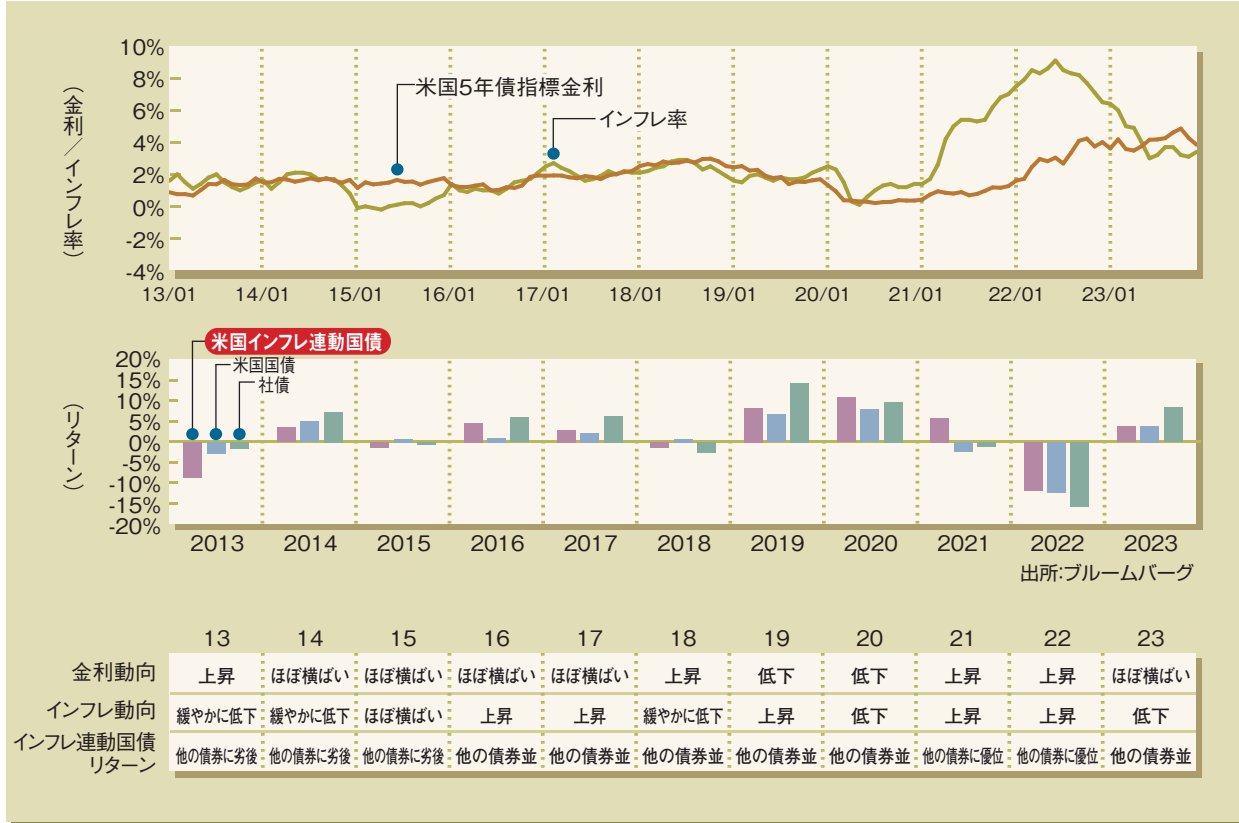


期間:1997年10月末日~2023年12月末日
出所:ブルームバーグ

ファンドの目的・特色

インフレ連動国債の魅力

過去の米国インフレ連動国債市場は、相対的に安定したリターンができています。



※過去の実績を分析したものであり、今後の動向を保証または示唆するものではありません。

投資制限

ファンドの主な投資制限は次のとおりです。

- 非流動性証券にファンド純資産の15%まで投資可能。
- 株式には投資不可。

上記以外の制限および各制限の詳細については、請求目論見書をご参照ください。

分配方針

当面、分配は行いません。ただし、将来、分配を行うことも可能です。

※上記は、将来の分配金支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配が行われる場合、受益証券の購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。受益証券の購入後のファンドの運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンドの目的・特色

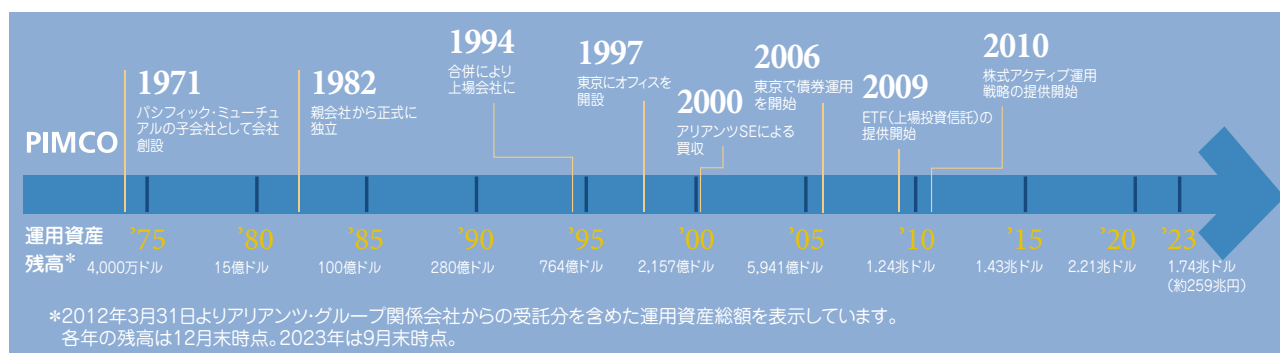
管理会社・投資顧問会社

PIMCOの概要

- Pacific Investment Management Company LLC パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（略称「PIMCO」）は1971年に設立され、現在世界最大級規模の保険会社アリアンツの傘下にて、安定した経営基盤を確立しております。
- 世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社として知られており、現在PIMCOグループ全体での運用資産（関係会社からの受託分を含む）は約1.74兆米ドル（約259兆円*）となっております。

*WMロイターレート1米ドル=149.225円で換算 2023年9月末日現在

- PIMCOは米国をはじめ、ロンドン、ミュンヘン、日本、シンガポール、シドニー、トロント、香港等を拠点としてグローバルにビジネスを展開しております。



PIMCOの運用に対する外部からの評価

年間最優秀債券マネージャー賞

米国モーニングスター社
2012年、2013年、2015年

運用実績賞

アジアン・インベスター誌
[日本債券] 2010年、2011年、2013年、2014年
[グローバル債券(ヘッジ付)] 2008年、2013年、2015年

The Morningstar Fixed-Income Fund Manager of the Year award (Jerome Schneider and Team, PIMCO Short Term (2015); Dan Ivascyn and Alfred Murata, PIMCO Income (2013); Mark Kiesel, PIMCO Investment Grade Corporate Bond (2012); U.S.) is based on the strength of the manager, performance, strategy, and firm's stewardship.

個別の商品への言及は当該商品の推奨や勧誘を意図するものではありません。

当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。

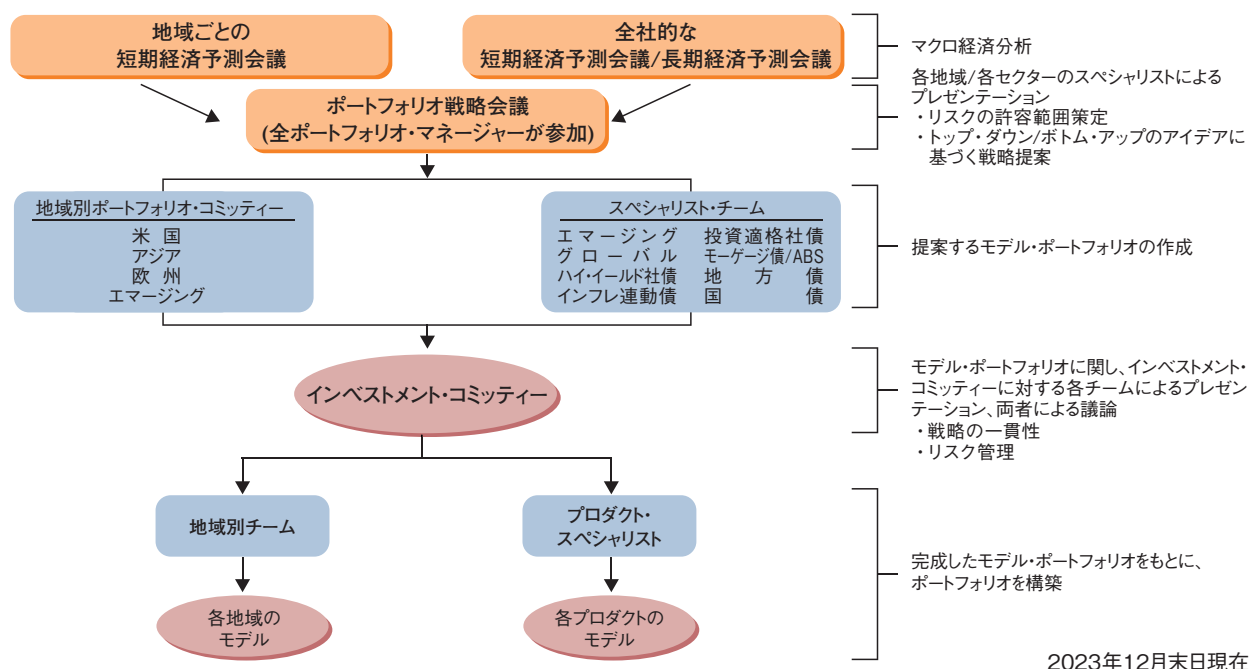
ファンドの目的・特色

運用体制

運用プロセス

運用プロセス

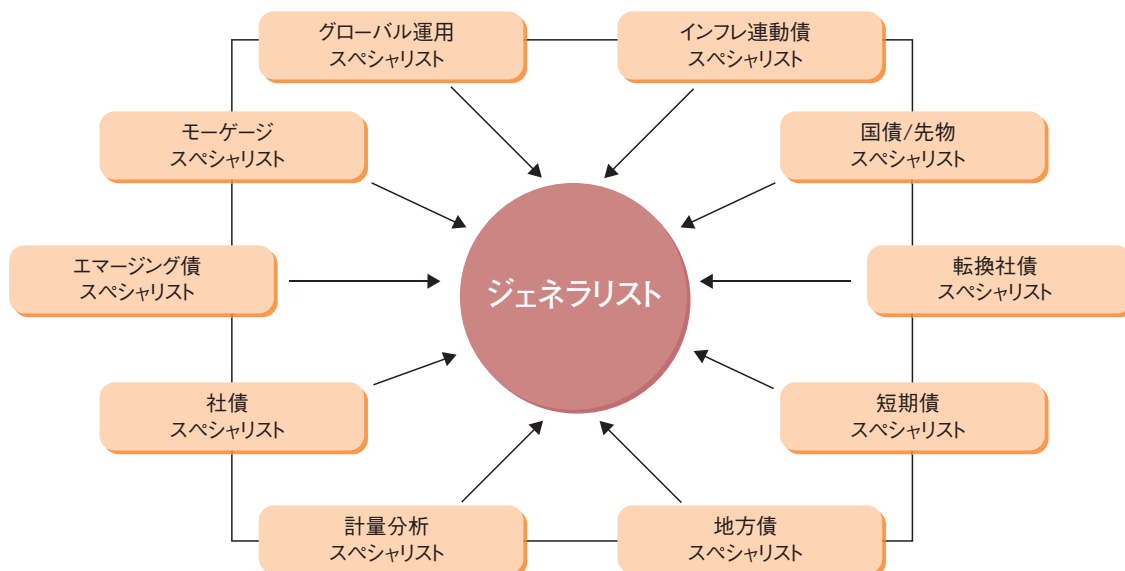
- 長期的な視点に基づいた投資戦略
- トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合
- 可能な限り付加価値の源泉を多様化し、特定のリスクに偏らない運用



運用体制

ピムコ・リアル・リターン・ファンドの運用チーム

- ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリストによる運用体制
- トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



投資リスク

純資産価格の変動要因

ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、ファンドの1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの主なリスク要因は次のとおりです。

●金利リスク

金利リスクは、金利の変動によりファンドのポートフォリオ内の債券およびその他の組入銘柄の価格が変動するリスクです。例えば、名目金利が上昇すると、ファンドが保有する特定の債券の価格が下落する傾向があります。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計といえます。比較的長期の存続期間を有する債券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期の存続期間を有する債券よりも変動しやすくなります。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価格が下落します。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債は、同じデュレーションの他の債券と比べ、大きな損失を被る可能性があります。

●信用リスク

債券の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約、レポ契約、組入証券貸付けの相手方当事者または担保の発行体もしくは保証者が、適時に元本および／または利息の支払い、またその他義務を履行できないもしくは履行しようとしないうちの場合、ファンドは、損害を被る可能性があります。

●ハイ・イールド債リスク

ハイ・イールド証券および同等の信用格付のない証券（一般に「ジャンク債」と称されます）に投資するファンドは、かかる証券に投資しない他のファンドに比べて、より大きな信用リスク、コール・リスクおよび流動性リスクにさらされます。これらの証券は、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられています。

●市場リスク

ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動します。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の産業に影響する要因により下落することがあります。制裁措置およびその他の同種の措置により直接的または間接的に、ファンドによる（制裁対象国および他の市場における）証券の売買が制限または停止されること、証券取引の決済が大幅に遅延するか停止されること、ならびにファンドの流動性およびパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがあります。特定の地域における不利な状況が、外見上無関係な他の国の証券に悪影響を及ぼすことがあります。

●新興市場リスク

非米国への投資リスクは、新興市場証券にファンドが投資する場合、とりわけ高くなります。新興市場の証券は、先進国と経済的に結びついている証券および商品に対する投資に伴うリスクと異なる、または場合によってはより大きい、市場、信用、通貨、流動性、ボラティリティ、法的、政治的、テクニカル的およびその他のリスクをもたらすことがあります。

●発行体リスク

ファンドが保有する証券の価値は、経営業績、大型訴訟、調査またはその他の紛争、財政状況または信用格付の推移、発行体またはその競争環境に影響を及ぼす政府による規制の変化ならびに合併、買収または処分等の戦略的なイニシアティブおよびそのようなイニシアティブに対する市場の反応、資金の借入れ、評判または発行体の商品・サービスに対する需要の減少等のほか、発行体の過去および将来の収益や資産価値等、発行体に直接関連する多数の理由により下落することがあります。

投資リスク

●流動性リスク

ファンドが流動性の低い投資対象に投資することにより、ファンドは流動性の低い投資対象を有利な時期もしくは価格で売却することができなくなるか、または場合によってはファンドが債務を履行するために不利な時期もしくは価格で別の投資対象を処分することを迫られることがあるため、ファンドのリターンが減少することがあります。

●デリバティブ・リスク

デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、コール・リスク、レバレッジ・リスク、カウンターパーティー・リスク(信用リスクを含みます。)、オペレーショナル・リスク、リーガル・リスクおよびマネジメント・リスクに加えて、証拠金規制の変更から生じるリスクおよびミスプライシングまたはバリュエーションの複雑性といった多数のリスクにさらされます。デリバティブにはまた、デリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴います。デリバティブ商品に投資することにより、ファンドは、当初の投資額を超える損失を被る可能性があります。また、適切なデリバティブ取引をいかなる場合にも行えるとは限らないため、ファンドがその他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するために有効なタイミングでデリバティブ取引を行ったり、利用した場合に、当該戦略が成功するという保証はありません。

●モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券のリスク

モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券に投資する場合、ファンドは、延長リスク、期限前償還リスクといった一定の追加的なリスクにさらされます。

●為替リスク

為替レートは、金利変動、インフレ率、国際収支および政府の財政黒字もしくは財政赤字、米国もしくは同国以外の政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入(もしくは介入の失敗)または米国もしくは同国以外の通貨統制その他の政治的展開を含む多数の理由により、短期間でも相当変動します。その結果、ファンドが(米国以外の)外貨および外貨建て証券に投資する場合、ファンドのリターン(米ドル建)が減少することがあります。

●レバレッジ・リスク

レバレッジは、より大きな収益の機会を生み出しますが、損失を増大させる可能性もあります。デリバティブの使用からもレバレッジ・リスクが生じることがあります。

●マネジメント・リスク

ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされます。投資顧問会社は、ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用します。

●空売りのリスク

証券もしくはデリバティブの価格が上昇した場合、ファンドは、空売り期間中の価格の上昇分に第三者に支払うプレミアムおよび利息を加えた金額分の損失を被ります。したがって、空売りには、実際の投資額以上の損失が発生する可能性があり、過大な損失のリスクが伴います。また、空売りまたはショート・ポジションの第三者が契約条件を履行せずに、ファンドに損失が発生することがあります。

●市場混乱リスク

ファンドは金融、経済およびその他の世界市場の動向および混乱(戦争、テロリズム、社会不安、景気後退、サプライチェーンの混乱、相場操縦、政府による介入、デフォルトおよびシャットダウン、政治変動、外交情勢、または制裁措置および他の同種の措置の発動、公衆衛生上の緊急事態感染症の蔓延、パンデミック(世界的大流行)およびエピデミック(流行)等)ならびに自然/環境災害等から生じるもの)に関連するオペレーショナル・リスクを負い、これらすべてが証券市場にマイナスの影響を及ぼし、ファンドの評価額が低下するおそれがあります。

※上記以外のリスク要因および各リスク要因の詳細については、請求目論見書をご参照ください。

投資リスク

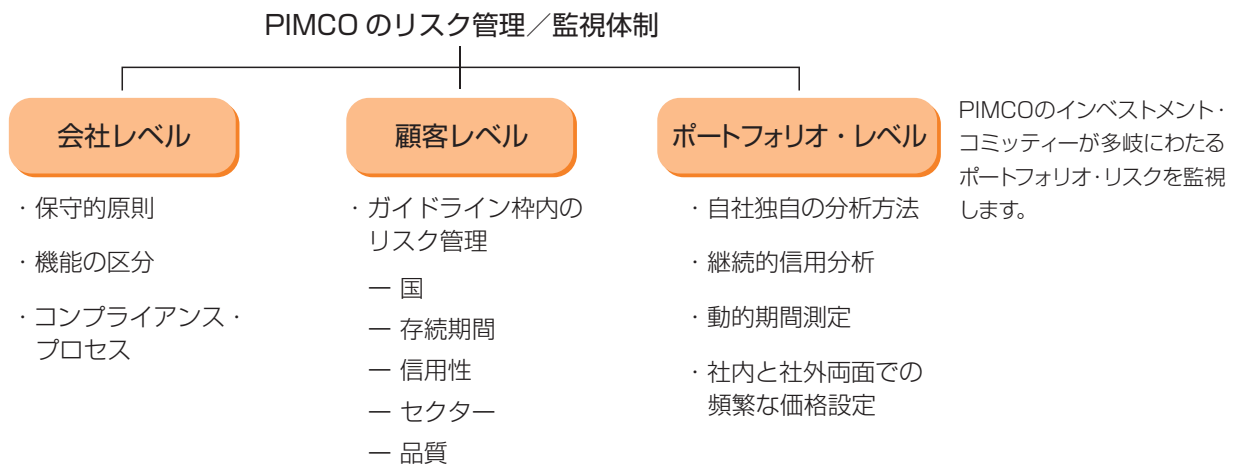
その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

PIMCOのリスク管理は、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、インベストメント・オペレーションズおよびコンプライアンスの4つの業務分野に及んでいます。各々は、ポートフォリオ・リスクとコンプライアンスが適正に監視され、管理されていることを目指して個別でありながら、ある程度重複する責務を負っています。

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



2023年12月末日現在

ファンドは、ヘッジ目的および／またはヘッジ目的以外の目的で、デリバティブ取引等を行っています。ファンドは、UCITSに適用されるEUの規則に基づくリスク管理手法により、かかるデリバティブ取引等に関するリスクを管理しています。

また、ファンドは、UCITSに関するEU規制等に基づくリスク管理手法により、ファンドの信用リスクを管理しています。

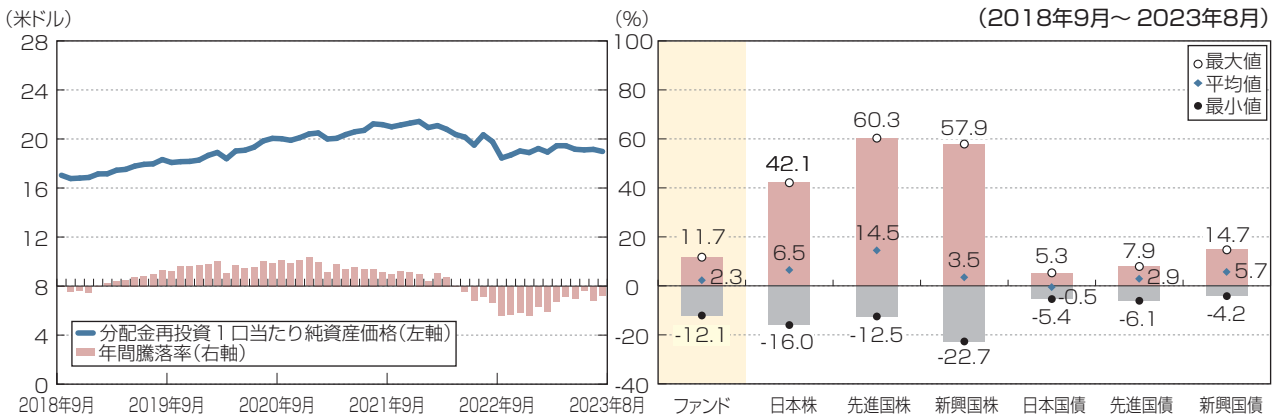
投資リスク

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

〈 **ファンドの分配金再投資
1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移** 〉
2018年9月～2023年8月の5年間に於けるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。

〈 **ファンドと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較** 〉
左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



出所:投資顧問会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドの年間騰落率は、ファンドの表示通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

・代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株……………TOPIX(配当込み)
- 先進国株……………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
- 新興国株……………S&P 新興国総合指数
- 日本国債……………ブルームバーグE1年超日本国債指数
- 先進国債……………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
- 新興国債……………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

運用実績

※金額及び比率を表示する場合には、四捨五入して記入しております。従って、合計の数値が一致しない場合があります。

純資産の推移

(2003年5月30日(運用開始日)～2023年12月末日)

1口当たり純資産価格	19.46 米ドル
純資産総額	40.20 百万米ドル

(2023年12月末日現在)



主要な資産の状況(2023年12月末日現在)

● 一般的特性

平均デュレーション	6.7年
平均格付*	AAA

*平均格付とは、基準日時点でファンドに組入れられた有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、ファンドに係る信用格付ではありません。

● 通貨別比率

通貨	比率(%)
米ドル	100
ユーロ	0
その他	0

● セクター別投資比率

種類	比率(%)
インフレ連動国債	97
国債・政府機関債	-10
モーゲージ債	11
社債	1
米国以外の公社債	-2
エマージング債	0
その他	0
キャッシュ等*	4

*キャッシュ等には、PIMCOがキャッシュとみなす債券(高格付けの短期債)等が含まれています。

● 格付別投資比率

格付	比率(%)
短期	
A1/P1	0
A2/P2 以下	0
長期	
AAA	91
AA	2
A	2
BBB	4
BB	0
B	0
B 格未満	0

● 投資有価証券の主要銘柄

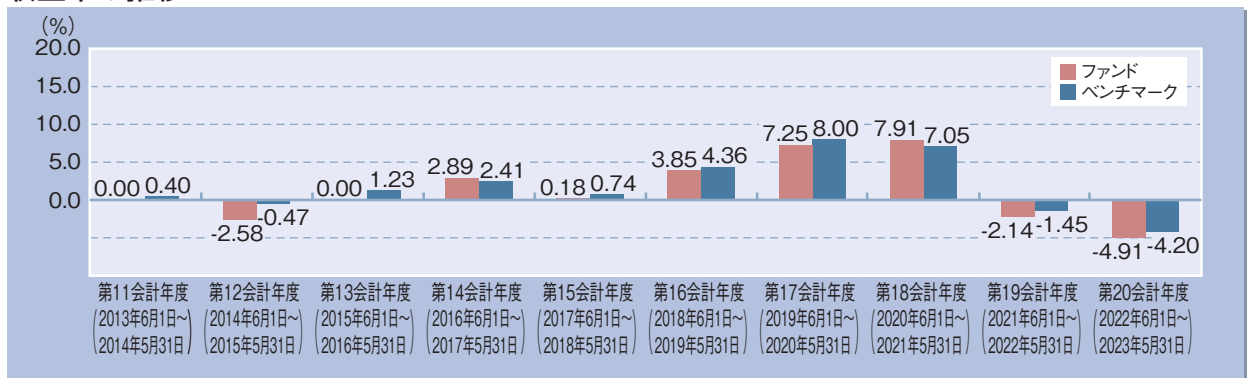
順位	銘柄	発行地	種類	償還日	投資比率(%)
1	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2031/7/15	9.2
2	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2032/7/15	7.5
3	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2026/1/15	6.1
4	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2028/1/15	5.7
5	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2044/2/15	5.5
6	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2025/4/15	5.3
7	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2027/10/15	4.3
8	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2029/7/15	4.1
9	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2029/1/15	4.0
10	ITALIAN BTP BOND I/L	イタリア	先進国国債	2025/5/26	3.2

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

分配の推移

該当ありません。

収益率の推移



(注1)ベンチマークはブルームバーグ・グローバル物価連動債：米国TIPSインデックス(シリーズL)

(注2)ファンドの収益率(%)=100×(a-b)/b

a=会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引前)の合計金額を加えた額)

b=当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配額の額)

運用実績の記載に係る注意事項

ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

ご購入の申込期間	2023年11月1日(水曜日)から2024年10月31日(木曜日)まで (注1)ファンドは、米国の居住者または法人等、パーミューダ諸島の居住者等によるお申込みはできません。 (注2)上記申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
ご購入(申込)単位	100口以上10口単位(新規・追加申込とも同じです。) ※管理会社および日本における販売会社が書面により別途合意する場合は、当該合意に従うものとし、上記と異なる申込単位を用いる場合があります。
ご購入(申込)価額	毎ファンド営業日を「取引日」とし、各取引日に算出される1口当たり純資産価格とします。 ※ファンド営業日とは、ニューヨーク証券取引所の取引日をいいます。
ご購入(申込)代金	申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、お申込日の日本における翌営業日)から起算して日本での4営業日目までに日本における販売会社に支払うものとします。
ご換金(買戻)単位	1口以上10口単位
ご換金(買戻)価額	毎ファンド営業日を「買戻日」とし、各買戻日に算出される1口当たり純資産価格とします。
ご換金(買戻)代金	買戻注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、お申込日の日本における翌営業日)から起算して日本での4営業日目までに買戻金額をお支払いするものとします。
お申込締切時間	原則として、午後4時(日本時間)までとします。ただし、日本における販売会社により異なる申込締切時間が設けられる場合があります。
ご購入(申込)・換金(買戻)申込受付の中止及び取消	証券取引所の取引停止、資産の換金または支払いに伴う送金の不能、その他やむをえない事情があるときは、受益証券の買戻の受付を中止もしくはご換金価額の支払いを遅延することがあります。
信託期間	信託証書の日付(2001年8月8日)から100年間(なお、ファンドの運用開始日は2003年5月30日です。)
繰上償還	ファンドは、次の場合に終了(繰上償還)することがあります。 ①管理会社が、日本の投資信託及び投資法人に関する法律に基づき設立されたファンド・オブ・ファンズタイプの投資信託の委託者と協議の後、裁量により決定したとき。 ②トラストまたはトラストを構成する個々のファンドの発行済受益証券の75%以上の多数決でトラストまたはトラストを構成する個々のファンドの受益者の特別集会において決議されたとき。 ③パーミューダ標準ファンドとしてのトラストの承認が撤回されたとき。 ④信託証書の日付から100年間を経過したとき。 管理会社は、ファンドの純資産額が、ファンドの存続についてビジネス的な展開に至らず、または受益者の利益に資するものではなくなってしまうレベルにまで減少した場合、販売会社と協議の上、いつでもその裁量でファンドを終了することができます。
決算日	原則として毎年5月31日
収益分配	当面分配は行いません。但し、将来分配を行うこともできます。
信託金の限度額	ファンドにおける信託金の限度額は特に定めがありません。
運用報告書	計算期間(5月31日)終了後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成します。 交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されます。
課税関係	課税上は公募外国公社債投資信託として取扱われます。
その他	受益証券の取得申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。 外貨建投資信託の場合の適用為替レートについて 外貨建投資信託の場合は、売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定した為替レートによるものとします。

手続・手数料等

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

ご購入時(申込)手数料	購入時(申込)手数料とは、ご購入時の商品説明、投資情報の提供、ご購入に関する事務手続き等の対価としてお支払いいただくものです。申込手数料率は、申入口数に応じて、以下のとおりになります。	
	申入口数	申込手数料
	10万口未満	3.30%(税抜3.00%)
	10万口以上 50万口未満	1.65%(税抜1.50%)
	50万口以上 100万口未満	0.825%(税抜0.75%)
	100万口以上	0.55%(税抜0.50%)
	<ul style="list-style-type: none"> 申込金額は、買付注文を受領した日の1口当たり純資産価格に取得申入口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額です。 管理会社および日本における販売会社が書面により別途合意する場合は、当該合意に従うものとし、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課せられる、または申込手数料が課せられない取扱いとなる場合があります。 	
ご換金(買戻)手数料	日本における買戻手数料は徴収されません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して、合計年率0.95%～0.85%を乗じた額およびその他費用がファンド資産から控除されます。				
	<内訳>				
	報酬	支払先	対価とする役務の内容	報酬料率(年率)	
	販売報酬	販売会社	受益証券の販売および買戻しに関する業務	5億米ドル以下の部分	0.23%
				5億米ドル超10億米ドル以下の部分	0.28%
				10億米ドル超の部分(毎月支払い)	0.33%
代行協会員報酬	代行協会員	受益証券1口当たり純資産価格の公表および法令規則により作成を要する財務書類その他の文書の配布等、ならびにこれらに付随する業務	0.02%(毎月支払い)		
投資顧問報酬	投資顧問会社	投資顧問業務	5億米ドル以下の部分	0.45%	
			5億米ドル超10億米ドル以下の部分	0.40%	
			10億米ドル超の部分(毎月支払い)	0.35%	
管理事務代行報酬	管理会社	管理事務および第三者への業務の提供および提供の手配	5,000万米ドル以下の部分	0.25%	
			5,000万米ドル超1億米ドル以下の部分	0.20%	
			1億米ドル超の部分(毎月支払い)	0.15%	

その他費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> 管理報酬等のほか、上記の費用に含まれておらず、ご負担頂く費用総額に変更を生じ、また影響を与える可能性のあるその他の費用を、当ファンドを通して間接的にご負担頂く場合があります。当該その他の費用には、公租公課、ブローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、利息支払いを含む借入れ費用、訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用等が含まれます。当該その他の費用は、運用状況等により変動するものであり、事前にその料率および上限額を示すことはできません。 ※上記手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
-----------	--

税金

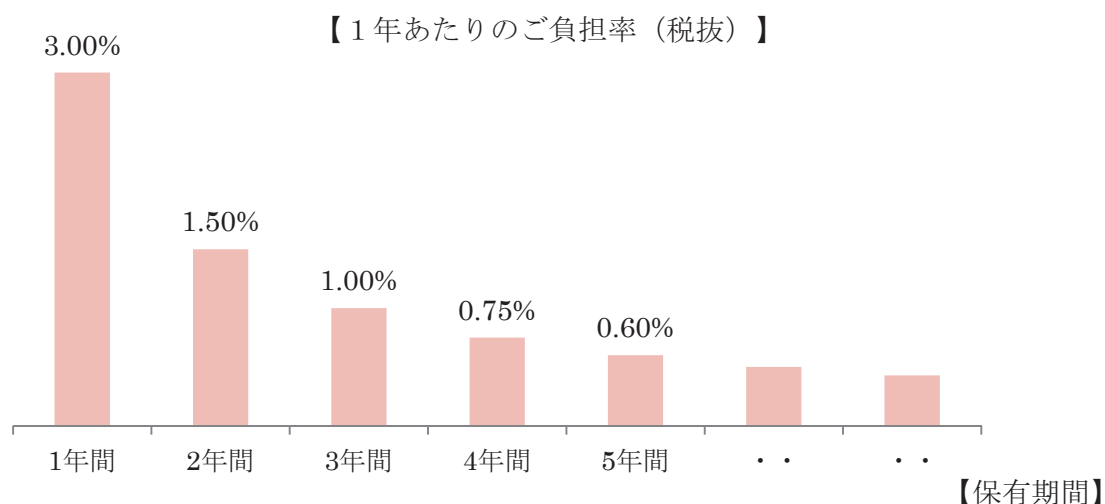
- ◆個人のお客様に適用される税制
 - 個人のお客様が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。)
 - 受益証券の換金(買戻し)または償還に基づく損益は、個人のお客様について、換金(買戻し)時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315% (所得税15.315%、住民税5%)が課せられます(2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。)
- ◆法人のお客様に適用される税制
 - 法人のお客様が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は所得税のみ15%の税率となります。)
 - ※上記は、2024年1月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
 - ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

お申込手数料に関するご説明

* 当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

■ ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料が3%（税抜）の場合



※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただくか、解約・換金（買戻し）時に手数料（保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。）をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）または目論見書補完書面でご確認ください。

※当書面の情報は、投資信託説明書（交付目論見書）または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

【信託期間に関するご留意事項】

- ・ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還（または延長）する場合があります。上記お申込手数料の1年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご注意ください。
- ・ファンドの信託期間は投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。

目論見書補完書面（投資信託）

<コード 0100>

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面および目論見書の内容を十分にお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。投資者の皆様がお取引される際には、あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

ファンド名	ピムコ・バーミューダ・トラスト - ピムコ・リアル・リターン・ファンド
手数料など諸費用について	<p>■申込時に直接ご負担いただく費用</p> <ul style="list-style-type: none">・申込手数料： お申込金額の3.30%（税抜3.00%）を上限に、申込口数に応じて逓減料率を採用しております。お申込手数料は、ご購入金額（お申込口数×1口当たり純資産価格）に、お申込手数料率を乗じて、次のように計算されます。 お申込手数料（税込）＝お申込口数×1口当たり純資産価格×お申込手数料率（税込） 例えば、1口当たり純資産価格10米ドルで10,000口ご購入いただく場合は、お申込手数料（税込）＝10,000口×10米ドル×3.30%＝3,300米ドルとなり、合計103,300米ドルをお支払いいただくこととなります。 <p>■換金時に直接ご負担いただく費用</p> <ul style="list-style-type: none">・換金（買戻）手数料： ありません。 <p>※詳しくは交付目論見書をご覧ください。</p>
ファンドに係る金融商品取引契約の概要	当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。
当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 <ul style="list-style-type: none">・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社と投資者の皆様との間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただけます。・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、投資者の皆様にお渡しいたします。
会社の概要 (2023年12月末現在)	商号等 SMBC日興証券株式会社 登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 本店所在地 〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 資本金 1,350億円 主な事業 金融商品取引業 設立年月 2009年6月 連絡先 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250 (平日8:00～18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250 (平日9:00～18:00/土曜9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く)

本ファンドは、お申込みされる方の国籍、居住地等により取得の制限が設けられています。取得制限の対象に該当する場合、お申込みを行うことができません。取得制限の対象に該当するお客様がファンドの保有者となっている場合、当該お客様に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性がございます。詳しくは目論見書でご確認ください。

【ご留意点】

- ・外貨建て投資信託の場合、分配金・償還金のお受取は、変更のお申し出のない限り、あらかじめ指定した円貨または外貨受取となります。なお、あらかじめ、外貨受取を指定しない場合は円貨受取となります。
- ・変更をご希望される場合には、事前にその旨をご連絡ください。

※ただし、別途、契約等で取り決められている場合は、上記の限りではありません。

お申込みは



※目論見書補完書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。

※当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

(2024.03)